第一第三号ハに次のように加える。

(4)　塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の八パーセント以下のものに限る。以下同じ。）

(5)　第一号ハ(7)に該当するもの

(6)　厚さが十二ミリメートル以上の硬質木片セメント板の上に厚さが十ミリメートル以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの

第一第三号に次のように加える。

ニ　間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分にハ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

第一第四号ハ中「前号ハ」の下に「又はニ」を加える。

第二第三号中「第一第一号ハ(1)から(5)まで」を「第一第一号ハ(2)から(6)まで」に改める。

第五第一号ロ中「繊維混入ケイ酸カルシウム板」を「繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）」に改め、同号ハ中「第一第三号ハ(1)又は(2)」を「第一第三号ハ(2)又は(3)」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

第一各号列記以外の部分中「第一号ロ、第三号ロ及び第五号ハ」を「第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホ」に改め、同第一号ハ(1)から(3)まで以外の部分中「(3)まで」を「(4)まで」に改め、同号ハ(1)(i)から(iv)まで以外の部分中「又は鉄材」を削り、「(iv)まで」を「(v)まで」に改め、同号ハ(1)中(iv)を(v)とし、(i)から(iii)までを一ずつ繰り下げ、(i)として次のように加える。

(i)　平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号（以下「一時間準耐火構造告示」という。）第一第一号ハ(1)、(3)又は(7)のいずれかに該当するもの

第一第一号ハ(2)(i)を次のように改める。

(i)　塗厚さが十五ミリメートル以上の鉄網モルタル

第一第一号ハ(2)(ii)中「木毛セメント板張」を「木毛セメント板」に、「せっこうボード張」を「せっこうボード」に、「一センチメートル」を「十ミリメートル」に改め、同号ハ(3)(i)を次のように改める。

(i)　塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル又は木ずりしっくい

第一第一号ハ(3)(ii)中「木毛セメント板張」を「木毛セメント板」に、「せっこうボード張」を「せっこうボード」に、「一・五センチメートル」を「十五ミリメートル」に改め、同号ハ(3)(iii)中「モルタル塗」を「モルタル」に、「二・五センチメートル」を「二十五ミリメートル」に改め、同号ハ(3)(iv)中「セメント板張」を「セメント板」に、「瓦張り」を「瓦」に、「二・五センチメートル」を「二十五ミリメートル」に改め、同号ハ(3)(vii)中「一・二センチメートル」を「十二ミリメートル」に、「せっこうボード張」を「せっこうボード」に改め、同号ハ(3)(viii)中「二・五センチメートル」を「二十五ミリメートル」に、「岩綿保温板張」を「ロックウール保温板」に改め、同号ハ中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

(i)　一時間準耐火構造告示第一第一号ハ(1)又は(3)に該当するもの

(ii)　(1)(ii)から(v)までのいずれかに該当するもの

第一第三号ハ(1)から(5)まで以外の部分中「又は鉄材」を削り、「(5)まで」を「(6)まで」に、「第一第一号ロ(1)(i)から(iv)まで」を「第一号ハ(1)(i)から(v)まで」に改め、同号ハ中(5)を(6)とし、(1)から(4)までを一ずつ繰り下げ、(1)として次のように加える。

(1)　一時間準耐火構造告示第一第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当するもの

第一第三号に次のように加える。

ニ　間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(2)(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

(1)　一時間準耐火構造告示第一第三号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(2)　ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの

第一第四号ハ中「前号ハ」の下に「又はニ」を加える。

第一第五号ハ中「第三号ハ」の下に「又はニ」を加え、同号ニ(1)及び(2)以外の部分中「又は鉄材」を削り、「(5)まで」を「(6)まで」に改め、同号に次のように加える。

ホ　間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に第三号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分にニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

第二第三号イからニまで以外の部分中「第一第一号ハ(1)(i)から(iv)まで」を「第一第一号ハ(1)(ii)から(v)まで」に改め、同号ハ中「第四第二号ハ」を「第四第三号ハ」に改める。

第三第三号ロ(1)及び(2)以外の部分中「又は(2)を「から(3)までのいずれか」に改め、同号ロ中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(1)として次のように加える。

(1)　一時間準耐火構造告示第三第三号ロ(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当するもの

第四第三号イからニまで以外の部分中「第三第二号ロ(1)」を「第三第二号ロ(1)」に改める。

第五第一号ハ(2)(i)から(vii)まで以外の部分中「及び軒裏」を削り、同号ハ(2)(v)中「第一第三号ハ(1)から(5)まで」を「第一第三号ハ(2)から(6)まで」に改め、同号ハ(2)(vii)中「繊維混入ケイ酸カルシウム板」を「繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）」に改める。

第六第三号イ中「第一第三号ハ(1)から(5)まで」を「第一第三号ハ(2)から(6)まで」に改め、同号ロ中「第一第一号ハ(1)(i)から(iv)まで」を「第一第一号ハ(1)(ii)から(v)まで」に、「第一第三号ハ(1)から(5)まで」を「第一第三号ハ(2)から(6)まで」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

第一第一号イからハまで以外の部分中「ハ(3)(i)(ロ)及び(ii)(ニ)」を「ハ(3)(i)(ハ)及び(ii)(ホ)」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　屋内側にあっては、次のいずれかに該当するもの

(i)　平成十二年建設省告示第千三百五十八号第一第一号ハ(1)(iii)から(v)まで又は(2)(i)のいずれかに該当するもの

(ii)　厚さ九・五ミリメートル以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）を張ったもの

(iii)　厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの